

商工中金からのお知らせ

SHOKO CHUKIN BANK



人を思う。未来を思う。

商工中金

2023年7月24日

商工中金

株式会社商工組合中央金庫法施行令改正による株主資格拡大

本日、改正株式会社商工組合中央金庫法施行令（以下、改正令）が施行し、当金庫の株主資格が拡大等されましたのでお知らせします。

商工中金は、中小企業団体とその構成員の金融の円滑化を法定目的とする金融機関であり、株主資格は、株式会社商工組合中央金庫法第6条第1項により中小企業団体と株主である中小企業団体の構成員に限定されてきました。今般、中小企業のための金融機関という根幹を変えない範囲において、株主構成の多様化を図る観点から、同項第12号に基づき、改正令で次の団体等が新たに指定されました。

- ・ 都道府県中小企業団体中央会若しくは全国中小企業団体中央会又はそれらの直接若しくは間接の構成員
- ・ 商工会議所又は日本商工会議所
- ・ 商工会、都道府県商工会連合会又は全国商工会連合会

(注) これらの団体は、同法上、中小事業者等の健全な発達を図るための事業を行う団体として政令指定されており、商工中金の株主となっても、同法第21条第1項第2号に定める融資対象団体等には該当しません

商工中金は、改正令を受けて、より多様な株主構成の下で、引き続き「中小企業による中小企業のための金融機関」として、変化につよい社会の実現に向けて取り組んでまいります。

お問い合わせ先

制度全般：本店総務部 03-3246-9465

株式取得：最寄りの営業店 ([リンク](#))